

## 付録 2 : 個々の批判

**1365** 我々は、個人が BSE 及び変異型 CJD に対する対処に関し批判されるべきかどうかについて、気がかりな検討を重ねた。それは我々の調査内容の一部として必要な部分ではあるが、最重要事項ではない。我々は冒頭で BSE から学んだ教訓を述べたはずである。にも拘わらず、我々は個人の批判を認めることが付託された重要事項のひとつであることを認め、従って、本付録にこの情報を記載した。批判する個人の範囲は比較的限られた分野である事実には注意を引かれた。我々は、その批判内容と限界が明らかになるように、以下に個人の批判を挙げた。正確な詳細を示す本報告内の個所が、文脈中で理解するのに必要な情報とともに、横断的に参照できるようにした。

**1366** 本報告では政府各省その他の対応について論評し、不十分な点を明らかにした。ある特定事項への対処が不十分であったというだけの事実、又は対処の一部が遺憾であり不運であった場合などは、個人が批判されるものとはみなさない。個人が当時の知識から照らして、異なる対処を行うべきであったとみなす場合のみ、個人を批判した。本巻では、こうした批判が文脈の中に置かれるべきであることを指摘する。この点で読者に、本付録後半と非常に関わりのある第 13 章 1245-59 節に戻って頂きたいと思う。批判される者が過った方向に導かれていたとすれば、彼らは適切な義務遂行とみなすところに従って行動していたことにもなる。彼らがなした行為の総体的意味を見失ってはならない。BSE の挑戦に最も行動的に向かった者が、最も間違いを犯したとみなされる可能性が強いのである。本報告はそうした文脈の中で、下記の批判を示す。

### 初期

- ワトソン博士は勃発時に NPU からの支援を求めるべきだった。(第 1 巻 175 節、第 3 巻 2.137-2.148 節)
- ワトソン博士及びウィリアム博士は、BSE に関する情報公開の利点を主張すべきだったし、リース氏はそれを許可すべきだった(第 1 巻 176-178 節；第 3 巻 2.137-2.194 節)。
- リース氏は BSE をスクレーパーと比較した提案記事の公表を許可すべきだった(第 1 巻 179 節；第 3 巻 2.137-2.194 節)。
- メルドラム氏は、反芻動物飼料禁止に対する交差汚染の衝撃的影響について適切な検討を確実に行うべきだった(第 1 巻 214 節；第 3 巻 4.116-4.157 節)。
- ワトソン博士、リース氏及びクリュイッシュャンク氏は、1988 年 3 月以前に、保健省に対し、BSE の人間の健康に対する危険についての検討を求めるべ

きだった(第1巻 234節; 第3巻 5.114-5.159節)。

## サウスウッド作業部会

- 作業部会は、疫学を扱う本部会の報告部分がワイルスミス氏に提供されたもので、本部会が検討不可能なデータに基づいたものであったことを明確にすべきだった(第1巻 260節; 第4巻 10.28)。
- 本部会は、リスクを可能性の低いものとして記載した中で、リスクを低減するためには段階を踏み、妥当な実施可能性に基づく限り低いものとしなければならないことを指摘するつもりであったことを明らかにすべきだった(第1巻 272節; 第4巻 10.35 及び 10.36)。
- 本部会は、BSE 感染家畜による人間の食物連鎖に対する危険の可能性を指摘し、乳児のみでなく人間一般に対し、感染組織を食する可能性を避けるための妥当な実施可能性に基づく段階を見出すための検討が必要であることを指摘すべきだった(第1巻 273 及び 275節; 第4巻 10.53-10.82節)。
- 本部会はその報告が読者に対し、その医薬品及び職業的曝露に関連するリスク評価を誤解させるような印象を与えることを許すべきではなかった(第1巻 278-9 ;第4巻 10.83-10.109節)。

## 家畜の健康保護、1989-96

- 1990年5月、ガマー氏はFSEに雇ったネコの情報を得て、メルドラム氏からこのネコとBSEとの間には関連はなさそうだと理解を得た。メルドラム氏はそうした印象をガマー氏に与えるべきではなかった(第1巻 363 及び 650節; 第6巻 4.687-4.702節)。
- 我々はメルドラム氏及びローソン氏が動物飼料におけるSBO禁止により呈された多くの問題全てに答えを見出すべきであったとはいわないが、重大な問題が存在していることを認めるべきであったと判断する(第1巻 415-16節; 第5巻 4.789-4.853節)。

## 人間の健康保護、1989-96

- ドナルド・アチスン卿及びクラーク氏は、保健省が確実に、サウスウッド報

告を検討し、特になぜ内臓が乳児には安全でないにも関わらず、成人には安全なのかという疑問を考慮するようにさせるべきだった(第1巻 542及び550節；第6巻 3.63-3.134節)。

- アートリッジ氏は「なぜベビーフードに措置をとるべきでありながらハンバーガーにはとらなくてよいのか」という疑問を追及すべきだった。クリュッシュンク氏は、サウスウッド報告がなぜ乳児とその他及び臨床症状の動物及び不顕性症状動物との間に区別を設けたのかを明らかにする段階を踏むべきだった。さらにメルドラム氏は上記疑問を追及すべきだった(第1巻 552節；第6巻 3.102-3.116節)。
- アンドリュウ氏はマクレガー氏に対し、なぜベビーフードに対する措置はとられてその他の食品に措置がとられないのかという質問に対し応答を求めるべきだった。マクレガー氏は、その質問が追及されることを理解すべきだった(第1巻 553節；第6巻 3.63-3.124節)。
- マクレガー氏は、SBO 禁止令導入を託されているが、人間の健康を保護する上でのその重要性を削ぐ当禁止令の提示に同意すべきではなかった(第1巻 569節；第6巻 第3章 3.358-3.320)。
- コリン・マクリーン氏は、1990年にMLCに代わり作成した資料中の不正確な公表に責任があった。こうした陳述は牛肉の安全性を誇張したもので当時の警戒を不要であると指摘し、誤った方向へ導く可能性があったところから、マクリーン氏はもっと細心であるべきだった(第1巻 645節及び654節；第6巻第4章 4.729-4.743節)。
- ドナルド・アチスン卿は、彼のネコに関する公的発言がBSEの人間への伝達可能性に関し誤った保証を与える可能性があったこと及び、BSEのネコへの伝染可能性に関心が高まり科学者により調査される必要があったことを理解すべきであった(第1巻 660節；第6巻 第4章 4.170-4.724節)。
- メッターズ博士は同僚に対し、「疾患が人間の健康に対し何らかの危険をもたらす」という示唆を与えることは避けるべきであると話したが、彼はこうした方法をとるべきではなかった(第1巻 672節；第6巻 第4章 4.725-4.728節)。
- ケネス・カルマン卿は、BSEの危険に対する彼の評価を正当に反映するものであることを保証せずに、1993年及び1995年に行った公的発言をすべきではなかった(第1巻 721-4及び770節；第6巻 5.337-5.349節及び6.341-6.351節)。
- ケンデル博士は、牛肉を食することの安全性は政府により導入された予防策を厳密に遵守するか否かにかかっていることを明らかにしない1995年の公的発言をすべきではなかった(第1巻773節；第9巻 11.40-11.53節)。
- コリン・マクリーン氏はMLC会長として、1995年に実施されたMLCの熱心な広告キャンペーンに責任がある。このキャンペーンでは、正確性より誇張が際立った場合が認められた。マクリーン氏は、これを許すべきで

はなかった(第1巻781節; 第6巻 6.370節及び6.354-6.377節)。

- コリン・マククリーン氏は、MLCがSEACに対し、ホッグ氏の当該委員会に対する質問に対し答えて欲しいと望む応答モデルの一覧を、キムバリン博士に送った。キムバリン博士は、MLCの相談役でもありSEACのメンバーでもあった。マククリーン氏はこうした援助をキムバリン氏に求めるべきではなかった。キムバリン博士はMLCの依頼をSEACのメンバーに伝えるべきだった(第1巻 784-788節; 第6巻 7.5-7.52節)。
- ワイト博士は、いくつかの点で不十分であった1996年1月5日および2月1日に行われたSEACの会合の覚書をケネス・カルマン卿に送った。その1月の覚書はウィル博士により表されたSEAC会合での懸念事項を伝えるべきだった。その2月の覚書は、パッティソン教授及びコリンジ教授により表された懸念事項を伝達すべきだった(第1巻 798-800節; 第6巻 7.100-7.107節及び7.160-7.164節)。
- エディ氏は、2月1日のSEAC会合の覚書をホッグ氏、ブラウニング氏、パッカー氏、カーデン氏及びメルドラム氏に回覧した。彼は若年者のCJD症例について表された懸念及びこれら症例がBSEと関連がある可能性により明らかな警告が表されたことを伝えるべきだった(第1巻 804節; 第6巻 7.139-7.159節)。
- エディ氏の覚書が不十分であったとはいえ、当覚書を読んで、ホッグ氏及びブラウニング氏は、その意味するところについて、パッカー氏、カーデン氏及びメルドラム氏との討議を求めるべきだった。同様に、上記職員らは当覚書を読んで共に討議した後、その意味するところをブラウニング氏及びホッグ氏に提議するべきだった。これら5名各々が求められる措置を検討すべきであり、科学者はBSEの人間に対する伝染可能性の存在を忠告すべきであり、彼らは、例えばケネス・カルマン卿の見解を求めることにより又はホッグ氏及びドレル氏との討議により、MAFF及びDHが共同でその意味するところを提示する必要があることを認めるべきだった(第1巻 837節; 第6巻 7.390-7.482節)。
- ケネス・カルマン卿及びメッターズ博士がワイト博士による1996年2月1日のSEAC会合の覚書を受領した時、それが鎮静的用語でほのめかされているにしろ、彼らは新たな証拠の意味を論議するために、MAFF職員との討議を開始すべきであり、ケネス卿はドレル氏に警告を与えるべきだった(第1巻 842節; 第6巻 7.390-7.482節)。
- MB ベーカー氏及び、それほどではないがジェイコブ氏も、ウシ属眼球の解剖について学校に勧告書を回覧し、1991年及び1992年の一時期に生じた遅れを避ける処置をとるべきだった(第1巻 1045節; 第6巻 9.141-9.151節)。

## 医薬品及び化粧品

- ジェラルド・ジョーンズ博士は、医薬品部内のその他の業務との関連でBSEを優先させる決定をし、適切な措置を行う責任があった。彼は生物学的製剤小委員会(BSC)に対し、11月ではなく9月の会合までに文書を作成するよう求めるべきだった(第1巻890-1節; 第7巻4.127-4.141節)。
- ピクルス博士及びローソン氏は、1989年にDTIに対し、化粧品をBSEに関連づけて検討する必要性を警告するべきだった(第1巻1006-8節; 第7巻8.147-8.159節)。

## 可能な感染経路

- ウシ属組織の使用に関する全体像が必要であった。ローソン氏はこの問題が直ちに適切に提議されるよう保証すべきだった(第1巻1078節; 第7巻9.124-9.173節)。